

令和8年度地域スポーツクラブ活動への展開に向けた実証事業に係る京都市立中学校における運動部活動管理運営等業務プロポーザルの実施について

	質問内容	回答
1	仕様書p.4「4 ウ」について 「それぞれの給与・謝金」について、前者（給与）は控除前の金額、後者（謝金）は税込みの金額という認識でよいでしょうか。	その認識で相違ございません。
2	仕様書p.6「4 (13) ア」について 保護者への連絡手段として、グループチャット等の作成も可能なツールの導入を想定しております。 当該ツールに統括者に加えて指導者も参加し、指導者から保護者へアプリ内で連絡できる運用とする場合、指導者が私用の携帯電話を使用して当該アプリへ登録することは可能でしょうか。 なお、指導者から保護者への連絡は可能としつつ、保護者の個人情報（電話番号等）は指導者から閲覧できない仕様・運用を想定しておりますが、このような運用で問題ないでしょうか。	仕様書p.6「4(13)ア」でも記載のとおり、保護者への連絡ツール等を用いて連絡を行う際は、受託者が契約する社用電話を使用することとしておりますので、私用電話を使用して登録することはできません。 なお、保護者の個人情報の仕様や運用につきましては、問題ございません。
3	仕様書p.7「4 (15) ア」について AEDについては、活動場所である学校に備え付けられているものを使用することは可能でしょうか。 受託者側でAEDを別途購入・設置する必要があるか、併せてご教示ください。	仕様書p.7「4(15)ア」に記載のとおり、AEDは常備することとしております。西賀茂中学校においては、AEDは通常、校舎内に設置されており、時間帯等によって使用できない場合があることから、事業実施中、万一の場合に必ず使用できる環境を整えるため、受託事業者において、購入、リース等、何らかの手法で御準備ください。なお、学校に備え付けられているものが使用可能な状況下の対応については、学校と協議のうえ、使用を御検討いただいて差支えありません。
4	仕様書p.8「4 (16) 」について 受託者の事務所について、京都市内への設置は必須でしょうか。 京都市外に所在する近隣の事務所から本業務を実施することは可能でしょうか。	京都市内への事務所の設置については、必須ではありませんが、緊急の場合等には直ちに対応できる体制が必要となることはもとより、評価基準にも「地域事情を踏まえた指導」を設定しているとおり、本市の地域事情を踏まえた事業実施も重要と認識していることから、京都市内に事務所を設置する等、何らかの拠点を設けることが望ましいと考えています。
5	⑤指導者との契約形態について 本業務における指導者について、受託者と指導者との間で業務委託契約を締結する形態は可能でしょうか。	仕様書にも記載のとおり、本事業において禁止しているのは、業務全体を第三者へ包括的に委託し、又は請け負わせることです。受託者が業務全体の履行責任及び管理責任を負った上で、指導者個人と業務委託契約を締結し、指導業務の一部を担当させることについては、直ちに禁止されるものではありません。 ただし、業務の主要部分を当該指導者へ一任するなど、実質的に本業務の包括的な再委託に該当すると本市が判断する場合、業務委託契約は認められません。